

青森県報

号外第三十四号

平成二十七年
四月一日
(水曜日)

目次

告 示

青森県立郷土館の特別展の観覧の場合の使用料及び常設展の観覧の場合の特定期間……………(教育庁文化(財保護課) …… 一)

教育委員会……………(職員福利課) …… 二)

青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則等の一部を改正する規則……………(同) …… 三)

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則……………(同) …… 四)

青森県総合学校教育センター組織規則の一部を改正する規則……………(同) …… 五)

青森県就学指導委員会の設置等に関する規則の一部を改正する規則……………(同) …… 五)

青森県立学校学則の一部を改正する規則……………(同) …… 五)

青森県教育職員免許状更新講習の受講に関する規則の一部を改正する規則……………(同) …… 五)

青森県総合社会教育センター規則及び青森県立郷土館規則の一部を改正する規則……………(同) …… 五)

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則……………(同) …… 五)

青森県教育委員会教育長の職務を代行する教育次長の順序を定める規程の一部を改正する訓令……………(同) …… 五)

青森県教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令……………(同) …… 六)

告 示

青森県教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令……………(同) …… 六)

青森県教育委員会職員倫理規程の一部を改正する訓令……………(同) …… 七)

青森県教育委員会非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令……………(同) …… 八)

青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令……………(同) …… 八)

青森県立学校専決代決規程の一部を改正する訓令……………(教職員課) …… 九)

公印の廃止……………(職員福利課) …… 九)

青森県告示第百四十八号

青森県立郷土館条例(昭和四十八年三月青森県条例第四号)別表第一号の規定に基づき、青森県立郷土館の特別展の観覧の場合の使用料の額及び常設展の観覧の場合の特定期間を次のとおり定める。

平成二十七年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特別展の観覧の場合の使用料の額

区		分		金額(一回につき)
特別展「環状列石と周堤墓」の観覧	個人	一般	高等学校生徒、中等教育学校及び学生	(特別展の開催の前日までに納付する場合には、二百円)
		一般	高等学校生徒、中等教育学校及び学生	(特別展の開催の前日までに納付する場合には、四百円)
	団体(二十人以上のものに限る。)	一般	高等学校生徒、中等教育学校及び学生	一人につき(特別展の開催の前日までに納付する場合には、二百円)
		一般	高等学校生徒、中等教育学校及び学生	一人につき(特別展の開催の前日までに納付する場合には、四百円)

二 常設展の観覧の場合の特定期間

平成二十八年一月四日から同年二月二十九日まで

教育委員会

青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第一号

青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則等の一部を改正する規則

(青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部改正)

第一条 青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則(昭和三十二年一月青森県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十六条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 教育長は、前項の規定により委任された事務の管理及び執行の状況について、必要と認められるものを最近の委員会に報告しなければならない。

第三条第一項第一号中「第一条第六号」を「第一条第一項第六号」に改める。

(青森県教科用図書選定審議会の組織等に関する規則の一部改正)

第二条 青森県教科用図書選定審議会の組織等に関する規則(昭和三十九年四月青森県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「委員、教育長」を「教育長、委員」に改める。

(青森県教育委員会会議規則の一部改正)

第三条 青森県教育委員会会議規則(昭和四十年九月青森県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

「第二章 委員長職務代行者の選任方法(第四条・第五条)

第三章 会議

目次中

第一節 総則(第六条 第十一条)

第二節 発議及び動議(第十二条・第十三条)

第三節 発言(第十四条 第十七条)

第四節 採決(第十八条 第二十一条)

第四章 会議録(第二十二条 第二十五条)

第五章 紀律(第二十六条・第二十七条)

「第一章 会議

第一節 総則(第四条 第九条)

第二節 発議及び動議(第十条・第十一条)

第三節 発言(第十二条 第十五条)

第四節 採決(第十六条 第十九条)

第三章 会議録(第二十条 第二十三条)

第四章 紀律(第二十四条・第二十五条)

本則中「委員長」を「教育長」に改める。

第二章を削る。

第三章第一節中第六条を第四条とし、第七条から第十条までを二条ずつ繰り上げる。

第十一条第一項中「法第十三条第六項ただし書」を「法第十四条第七項ただし書」に改め、同条を第九条とする。

第三章第二節中第十二条を第十条とし、第十三条を第十一条とする。

第三章第三節中第十四条を第十二条とし、第十五条から第十七条までを二条ずつ繰り上げる。

第三章第四節中第十八条を第十六条とし、第十九条から第二十一条までを二条ずつ繰り上げる。

第三章を第二章とする。

第四章中第二十二條を第二十條とする。

第二十三條第一項第二号中「出席委員及び欠席委員」を「出席者及び欠席者」に改め、同項第四号中「委員又は教育長等」を「教育長又は委員等」に改め、同条を第二十一条とする。

第二十四条を第二十二條とし、第二十五条を第二十三條とする。

第五章中第二十六条を第二十四條とし、第二十七條を第二十五條とする。

第二十一条とする。

第二十四条を第二十二條とし、第二十五条を第二十三條とする。

第四章を第三章とする。

第五章中第二十六条を第二十四條とし、第二十七條を第二十五條とする。

第五章を第四章とする。

(青森県教育委員会公告式規則の一部改正)

第四条 青森県教育委員会公告式規則(昭和四十年九月青森県教育委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十四条」を「第十五条」に改める。

(青森県教育委員会会議傍聴規則の一部改正)

第五条 青森県教育委員会会議傍聴規則(平成十三年十二月青森県教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

本則中「委員長」を「教育長」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

(青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号。以下「改正法」という。)附則第二条第一項の場合においては、

改正後の青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の規定は適用せず、改正前の青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の規定は、なおその効力を有する。

この場合において、改正前の青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第一条中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)

第二十六条第一項」とあるのは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)附則第二条第二項の規定により

なお効力を有することとされる同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第二十六条第一項」とする。

(青森県教育委員会会議規則の一部改正に伴う経過措置)

3 改正法附則第二条第一項の場合においては、改正後の青森県教育委員会会議規則の規定は適用せず、改正前の青森県教育委員会会議規則の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の青森県教育委員会会議規則第十一条第一項中

「法第十三条第六項ただし書」とあるのは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)附則第二条第二項の

規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の法第十三条第六項ただし書」とする。

(青森県教育委員会公告式規則の一部改正に伴う経過措置)

4 改正法附則第二条第一項の場合においては、改正後の青森県教育委員会公告式規

則の規定は適用せず、改正前の青森県教育委員会公告式規則の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の青森県教育委員会公告式規則第一条中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第十四条」とあるのは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)附則第二条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第十四条」とする。

(青森県教育委員会会議傍聴規則の一部改正に伴う経過措置)

5 改正法附則第二条第一項の場合においては、改正後の青森県教育委員会会議傍聴規則の規定は適用せず、改正前の青森県教育委員会会議傍聴規則の規定は、なおその効力を有する。

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第二号

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則(昭和三十二年四月青森県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十八条第二項」を「第十七条第二項」に改める。

第四条第二号中「委員、教育長」を「教育長、委員」に改め、同条第十二号を第十三号とし、第六号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 総合教育会議に関すること。

第六条第十五号及び第十二条第三項第二号中「市町村立幼稚園」の下に、「幼保連携型認定こども園」を加える。

第十四条第三項を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の場合においては、改正後の青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則第一条の規定は適用せず、改正前の青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則第一条及び第十四条第三項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則第一条中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十八条第二項」とあるのは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十八条第二項」と、第十四条第三項中「教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたとき」とあるのは、「教育長に事故があるとき」とする。

青森県総合学校教育センター組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第三号

青森県総合学校教育センター組織規則の一部を改正する規則

青森県総合学校教育センター組織規則（平成十年三月青森県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「幼稚園」の下に、「幼保連携型認定こども園」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県就学指導委員会の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第四号

青森県就学指導委員会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

青森県就学指導委員会の設置等に関する規則（昭和四十九年七月青森県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県教育支援委員会の設置等に関する規則

第一条中「適切な就学」を「への教育支援の充実」に、「就学指導」を「教育支援」に改める。

第二条第一項中「就学指導」を「教育支援」に、「障害に応じた就学ができる」を「適切な就学及び一貫した支援が行われる」に改め、同項第一号中「障害の程度等」を「障害の状態、教育上必要な支援の内容等」に改め、同項第二号中「就学指導」を「教育支援」に改め、「委員会」の下に「障害の状態、教育上必要な支援の内容等について」を加え、同条第二項中「就学指導」を「教育支援」に改める。

第三条及び第五条から第八条までの規定中「就学指導」を「教育支援」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に設置されている青森県就学指導委員会及びその委員は、青森県教育支援委員会及びその委員となり、同一性をもつて存続するものとする。

青森県立学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第五号

青森県立学校学則の一部を改正する規則

青森県立学校学則（昭和三十九年四月青森県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一青森県立弘前中央高等学校の項中

全日制の課程	普通科	三年
定時制の課程	普通科	三年以上

を

全日制の課程	普通科	三年
--------	-----	----

に

改め、同表大畑校舎及び青森県立南部工業高等学校の項を削る。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

青森県教育職員免許状更新講習の受講に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第六号

青森県教育職員免許状更新講習の受講に関する規則の一部を改正する規則

青森県教育職員免許状更新講習の受講に関する規則（平成二十一年三月青森県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第一条に規定する学校」の下に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）」を加え、同条第二項第一号イ中「二」を「ホ」に改め、同項第二号中「学校を設置する学校法人」の下に「又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十二条に規定する社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を設置するものに限る。以下「社会福祉法人」という。）」を加える。

第三条第二項第二号中「又は特別支援学校」を「特別支援学校若しくは幼保連携型認定こども園」に改め、「学校法人」の下に「又は社会福祉法人」を加える。

第四条第二項第一号イ中「二」を「ホ」に改め、同項第二号中「学校法人」の下に「又は社会福祉法人」を加え、同条第三項第二号中「又は特別支援学校」を「特別支援学校若しくは幼保連携型認定こども園」に改め、「学校法人」の下に「又は社会福祉法人」を加える。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

青森県総合社会教育センター規則及び青森県立郷土館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第七号

青森県総合社会教育センター規則及び青森県立郷土館規則の一部を改正する規則

（青森県総合社会教育センター規則の一部改正）

第一条 青森県総合社会教育センター規則（平成元年六月青森県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第十四条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

（青森県立郷土館規則の一部改正）

第二条 青森県立郷土館規則（昭和四十八年三月青森県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十六条中第二号を削り、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 第九条に規定する観覧券の交付及び第十条の規定によるホールの利用の許可に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年四月一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第八号

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則（昭和三十八年七月青森県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「二十六万四千五百円」を「二十六万五千円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第一号

所 出 庁
轄 先 内
教 育 機 一
機 関 般

青森県教育委員会教育長の職務を代行する教育次長の順序を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年四月一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会教育長の職務を代行する教育次長の順序を定める規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会教育長の職務を代行する教育次長の順序を定める規程（昭和五十五年五月青森県教育委員会訓令甲第十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「佐藤宰」を「金一啓」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第一号

所 出 庁
轄 先 内
教 育 機 一
機 関 般

青森県教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年四月一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会教育長事務委任規程（昭和四十八年九月青森県教育委員会訓令甲第十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十六条第三項」を「第二十五条第四項」に改める。

附 則

1 この訓令は、公表の日から施行する。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の場合においては、改正後の青森県教育委員会教育長事務委任規程の規定は適用せず、改正前の青森県教育委員会教育長事務委任規程の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の青森県教育委員会教育長事務委任規程第一条中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十六条第三項」とあるのは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第二十六条第三項」とする。

青森県教育委員会訓令甲第三号

所 出 庁
轄 先 内
教 育 機 一
機 関 般

青森県教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年四月一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会文書取扱規程（平成二十五年九月青森県教育委員会訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号から第十五号までを二号ずつ繰り上げる。

第二十一条第三号中「委員、教育長」を「教育長、委員」に改める。
第二十九条中「委員長」を削る。

第四十一条第一項中「又は委員長」を削る。
別表第一の1の(1)のアを次のように改める。

ア 本 庁

青森県教育委員会
青森県教育委員会
青森県教育委員会

青森県教育委員会
青森県教育委員会
青森県教育委員会

青森県教育委員会
青森県教育委員会
青森県教育委員会

青森県教育委員会
青森県教育委員会
青森県教育委員会

青森県教育委員会
青森県教育委員会
青森県教育委員会

別表第一の2を次のように改める。
2 寸 法

職 印	公 印 の 種 類	寸 (三リ平方)	法	公 印 の 種 類	寸 (三リ平方)	法
教 育 長 印	総合社会教育センター所長印	35	24	総合社会教育センター所長印	24	24
教 育 長 印	総合学校教育センター所長印	27 (副印)	24	総合学校教育センター所長印	24	24
教育長職務代行者印	郷土館長印	27	21	郷土館長印	21	21
教 育 次 長 印	学 校 長 印	24	21	学 校 長 印	21	21
課 長 印						

室 長 印	21 寸 印	45
教育事務長所印	21	(正印) 30
埋蔵文化財調査センター所長印	21	(副印) 30
図書館長印	24 寸	(正印) 60
少年自然の家所長印	21	(副印) 30

別表第二の③中田中各部高等学校大畑校舎の項及び南部工業高等学校の項を削る。

附 則

- この訓令は、公表の日から施行する。
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の場合においては、改正後の青森県教育委員会文書取扱規程第九条、第二十一条、第二十九条、第四十一条及び別表第一の規定は適用せず、改正前の青森県教育委員会文書取扱規程第九条、第二十一条、第二十九条、第四十一条及び別表第一の規定は、なおその効力を有する。

青森県教育委員会訓令甲第四号

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会職員倫理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年四月一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会職員倫理規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会職員倫理規程（平成十三年三月青森県教育委員会訓令甲第九号）

の一部を次のように改正する。

第十五条第三項を次のように改める。

3 条例第五条第二項に規定する職員倫理規程で定める職員は、管理職手当の区分に

つき、人事委員会規則七 六七（管理職手当）の規定により、一類から三類までの区分が適用される職員とする。

附 則

- 1 この訓令は、公表の日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の場合においては、改正後の青森県教育委員会職員倫理規程の規定は適用せず、改正前の青森県教育委員会職員倫理規程の規定は、なおその効力を有する。

青森県教育委員会訓令甲第五号

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年四月一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程（昭和四十一年十二月青森県教育委員会訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

第九条第四項中「埋蔵文化財」を「埋蔵文化財の発掘調査等の補佐並びに埋蔵文化財」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第六号

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年四月一日

青森県教育委員会

青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会専決代決規程（昭和三十七年四月青森県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項及び第八条の二第一項中「総括主幹」を「副参事」に改める。
第十一条第一項中「主幹」を「総括主幹」に改める。

別表第一各課共通の項教育次長専決事項の欄第三号中「未満」の下に「（工事請負費、公有財産購入費及び備品購入費にあつては一件の金額が千二百万円以上）」を加え、同表職員福利課の項教育次長専決事項の欄中第三号を削り、第四号を第三号とし、同表学校施設課の項教育次長専決事項の欄中第一号二を削り、同表スポーツ健康課の項教育次長専決事項の欄中第一号を削り、同表文化財保護課の項教育次長専決事項の欄中第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 青森県文化財保護条例（昭和五十年十二月青森県条例第四十六号）第十八条又は第四十二条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びに停止命令

附 則

1 この訓令は、公表の日から施行する。

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の場合においては、改正後の青森県教育委員会専決代決規程別表第一の規定は適用せず、改正前の青森県教育委員会専決代決規程別表第一の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同規程別表第一文化財保護課の項教育次長専決事項の欄中

「一 文化財の調査の実施に関すること。

三 青森県総合運動公園（三内丸山遺跡の保存活用等に係る拠点施設に限る。）に係る都市公園法第五条第一項の規定による公園施設

の設置の許可に関すること。

「二 青森県文化財保護条例（昭和五十年十二月青森県条例第四十六号）第十八条又は第四十二条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びに停止命令

とする。

三 文化財の調査の実施に関すること。
 四 青森県総合運動公園（三内丸山遺跡の保存活用等に係る拠点施設に限る。）に係る都市公園法第五条第一項の規定による公園施設の設置の許可に関すること。

青森県教育委員会訓令甲第七号

各 県 立 学 校

青森県立学校専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年四月一日

青森県教育委員会

青森県立学校専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県立学校専決代決規程（平成八年三月青森県教育委員会訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一備考中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

2 二以上の課程を置く高等学校で全日制の課程を置かない場合において、事務長専決事項第一号中「全日制の課程」とあるのは「定時制の課程」と読み替えるものとする。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

青森県教育委員会告示第三号

平成二十七年三月三十一日次の表に掲げる公印を廃止したので、青森県教育委員会文書取扱規程（平成二十五年九月青森県教育委員会訓令甲第十号）第十一条の規定により告示する。

平成二十七年四月一日

青森県教育委員会

公 印 の 名 称	公 印 の 印 影
青森県立南部工業高等学校長印	
青森県立南部工業高等学校印 (正印)	
青森県立南部工業高等学校印 (副印)	

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭